広島地方裁判所

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2，※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※１　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※２　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※３　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
　①　住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
　②　自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

令和　8年（ケ）第　　134号

期　間　入　札　の　公　告

令和　8年11月　9日
広島地方裁判所民事第4部
裁判所書記官　早　志　英　二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　8年11月25日　午前　9時00分から 令和　8年12月　1日　午後　5時00分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　8年12月　4日　午前10時00分 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　8年12月24日　午後　3時00分 広島地方裁判所民事第4部
特別売却実施期間	令和　8年12月　8日　午前　9時00分から 令和　8年12月　8日　午後　4時00分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 （注）現金，小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　8年11月　9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	6,674,000 5,339,200	一括	1,340,000	84,829	0
1	63,000				
2	573,000				
3	976,000				
4	5,062,000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　１３４号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７１番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０．３２平方メートル

２　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９４．１５平方メートル

３　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６０．５０平方メートル

４　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目１０８７２番地２、１０８７２番地１、１０８７１番地３

　　家屋　番号　　１０８７２番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレートぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６３．７６平方メートル
　　２階　　４４．７１平方メートル

令和　8年（ケ）第　　134号

物　件　明　細　書

令和　8年10月　6日
広島地方裁判所民事第4部
裁判所書記官　早　志　英　二

1　不動産の表示
【物件番号1～4】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～4】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号4】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　１３４号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７１番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０．３２平方メートル

２　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９４．１５平方メートル

３　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６０．５０平方メートル

４　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目１０８７２番地２、１０８７２番地１、１０８７１番地３

　　家屋　番号　　１０８７２番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレートぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６３．７６平方メートル
　　２階　　４４．７１平方メートル

令和 8 年(ケ)第１３４号
令和 8 年 8月２５日受理
令和 8 年 9月**18**日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　１３４号

物　件　目　録

１　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７１番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１０．３２平方メートル

２　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９４．１５平方メートル

３　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目

　　地　　番　　１０８７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６０．５０平方メートル

４　所　　在　　安芸郡熊野町新宮一丁目１０８７２番地２、１０８７２番地１、１０８７１番地３

　　家屋　番号　　１０８７２番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレートぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　６３．７６平方メートル
　　２階　　４４．７１平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島県安芸郡熊野町新宮一丁目１４番１９号
土地	物件　１～３
現況地目	■宅地（物件１～３）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	物件３土地は南東側が農道及び水路を介して熊野町道（屯田３号線）に接面している。
建物	物件　４
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を　住居　として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述要旨等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述要旨等
■ 所有者	1　本件建物では私と妻、子１人の計３人で暮らしています。 2　本件建物に特段の不具合はありません。

（執行官の意見用）

執行官の意見

本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（物件４・見取図）及び添付写真のとおりである。本件建物内の状況から、本件建物には関係人の陳述に沿った形の占有が認められた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年8月27日（木） 12：45－13：00	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年8月27日（木） 13：10－13：30	熊野町役場	建物課税等調査、接道調査
令和8年9月1日（火） 15：40－15：50	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等交付申請
令和8年9月16日（水） 10：40－11：00	物件所在地	所有者と面談 占有関係・聞取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

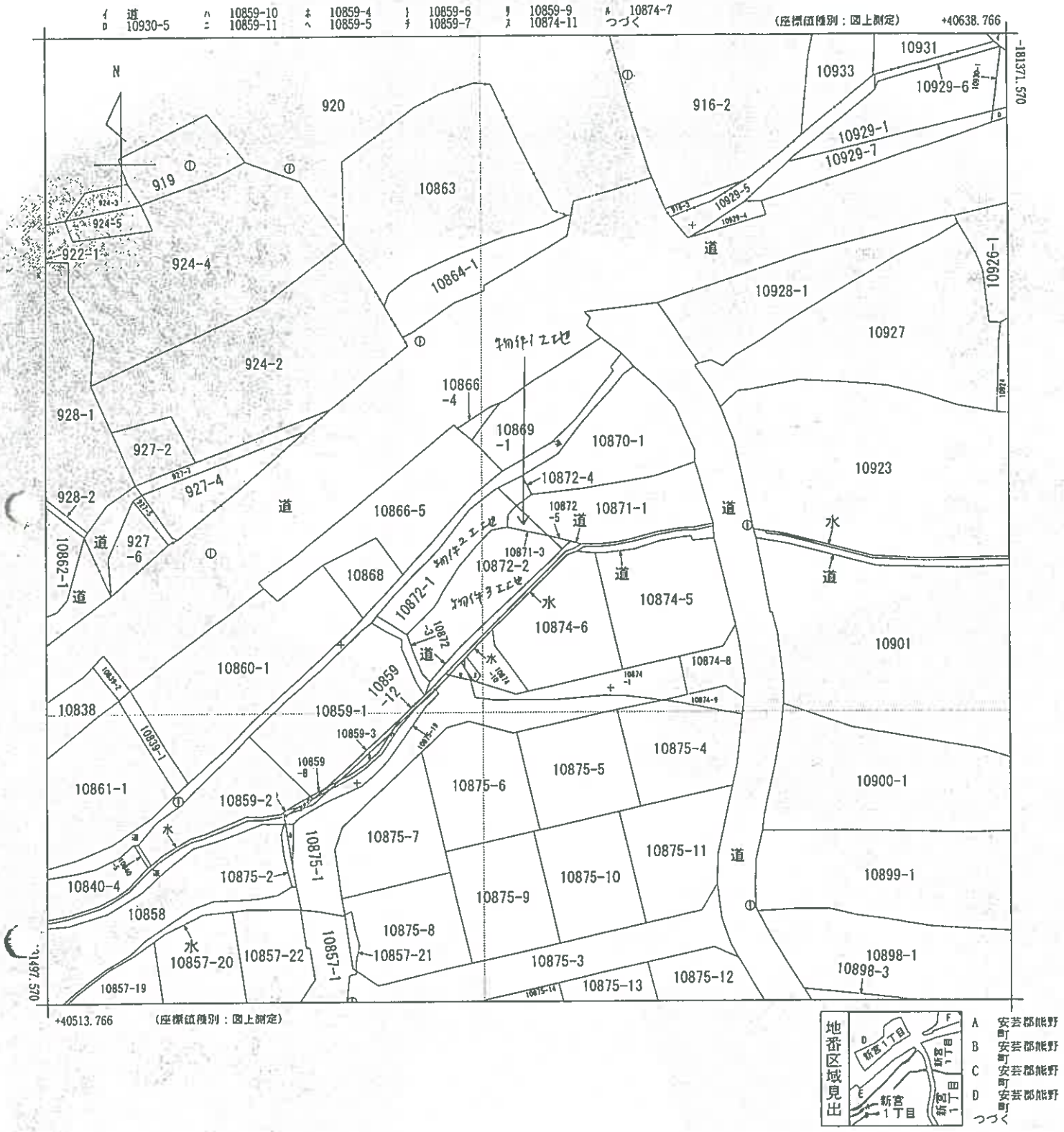
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部分	所在	安芸郡熊野町新宮一丁目				地番	10871番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年9月1日
広島法務局

請求番号：36-1
(1/2)

登記官

縮小(A3→A4)
公用

(5 枚目)

公用

登記年月日：平成25年6月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年9月1日　広島法務局　登記官

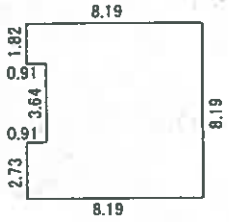
（6枚目）

各階平面図

家屋番号	10872番2
建物の所在	安芸郡熊野町新宮一丁目10872番地2、10872番地1、10871番地3

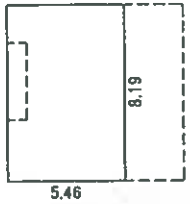
建物図面

1階

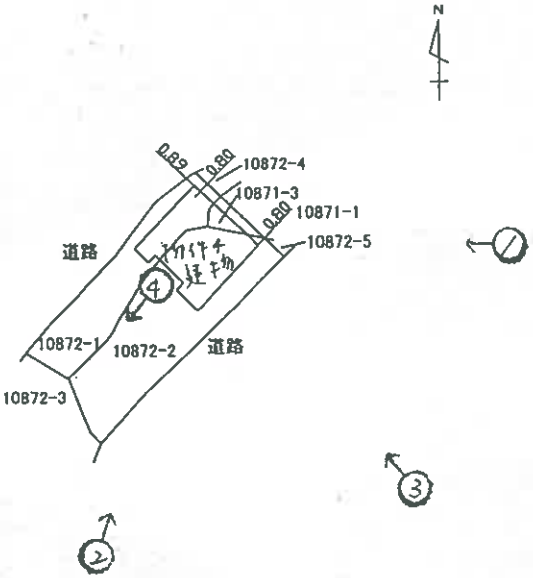


求積
8.19×7.28＝59.6232
+1.82×0.91＝ 1.6562
+2.73×0.91＝ 2.4843
計 63.7637

2階



求積
8.19×5.46＝44.7174



床面積
1階 63.76㎡
2階 44.71㎡

作成者	土地家屋	縮尺	1/250

申請人		縮尺	1/500

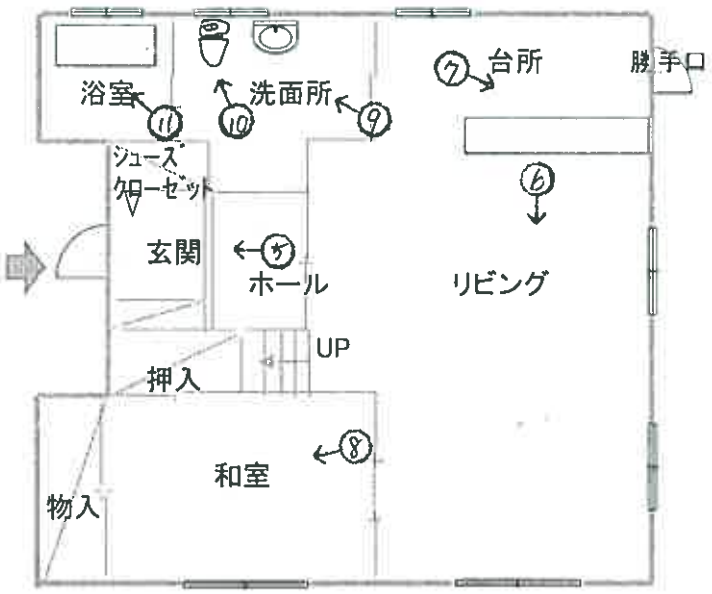
縮小（A3→A4）

請求番号：36-3

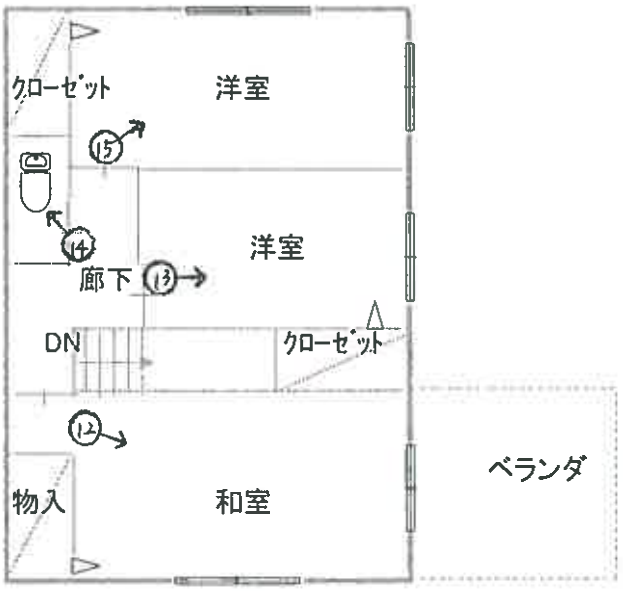
凡例 ○→ 写真撮影方向

建物間取図（物件4・見取図）

1階



2階



建築面積
1階　63.76㎡
2階　44.71㎡
合計 108.47㎡



凡例 ○→ 写真撮影方向

写真１



写真２



写真３



写真４

熊野町道
（屯田３号線）



写真５



写真６



写真７



写真８

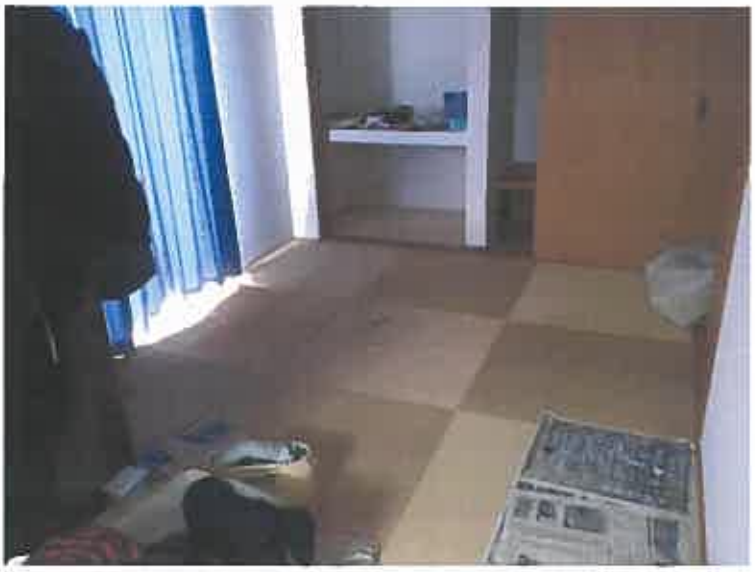


写真９



写真１０



写真１１



写真１２



写真１３



写真１４



写真１５



令和 8年(ケ) 第 134 号
令和 8年 9月16日現地調査
令和 8年 9月24日評　　価

広島地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

三宅　功　　印

第１　評価額

一　括　価　格	
金 6,674,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金 63,000円
物件２（土地）	金 573,000円
物件３（土地）	金 976,000円
物件４（建物）	金 5,062,000円

１　一括価格は、物件１～４の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１～３の内訳価格は物件４のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件４の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	安芸郡熊野町新宮一丁目 10871番3 宅地 10.32㎡	同左
2	所在 地番 地目 地積	安芸郡熊野町新宮一丁目 10872番1 宅地 94.15㎡	同左
3	所在 地番 地目 地積	安芸郡熊野町新宮一丁目 10872番2 宅地 160.50㎡	同左
4	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	安芸郡熊野町新宮一丁目10872番地2、10872番地1、10871番地3 10872番2 居宅 木造スレートぶき2階建 1階　63.76㎡ 2階　44.71㎡ 延べ　108.47㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１～３）

位置・交通	バス停「東迫分」の北東方約150m（直線距離）	
付近の状況	付近は、戸建住宅が建ち並ぶ小規模住宅団地。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	防火規制	—
	その他の規制	熊野筆特別工業地区 宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域
画地条件	規模 物件1 10.32 ㎡ 物件2 94.15 ㎡ 物件3 160.50 ㎡ 合計 264.97 ㎡	間口 約 24 m 奥行 約 11 m 形状 長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢平坦
接面道路の状況	南東側 約 5 m 舗装 町道 高低差：等高 （下記特記事項参照）	（巾3.5mに亘り接面）
土地の利用状況等	現状は物件４の建物が存する。 隣地は戸建住宅等 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス 接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・ＬＰＧ等はこれに含まれない。	
	公共下水 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特記事項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 公図上では幅員5m町道と受命物件との間に農道及び水路が介在しており、直接町道には接面していない。（熊野町建設課における聴取） 建築概要書において、受命物件は町道接面として確認申請されている。 （平成25年1月15日・第JE13建確広0032号） 買受希望者においては、広島県西部建設事務所に問合せの必要がある。	

2　建物の概況及び利用状況（物件４）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記簿記載) 平成 25 年 5 月 31 日 新築 経　過　年　数 ：約 13 年 経済的残存耐用年数：約 17 年
仕　　様	構　造：　第３ 目的物件欄記載のとおり。 屋　根：　第３ 目的物件欄記載のとおり。 外　壁：　サイディングボード 内　壁：　クロス貼り等 天　井：　クロス貼り等 床　：　フローリング、畳等 設　備：　電気、給排水等 その他：　―
床面積（現況）	第３ 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品　　等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特　記　事　項	オール電化住宅である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１～３）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
1	19,500	0.81	10.32	1.00	1	163,000
2	19,500	0.81	94.15	1.00	1	1,487,000
3	19,500	0.81	160.50	1.00	1	2,535,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5m舗装町道に等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査基準地（熊野(県)-3）

公示価格等（円／㎡） a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格（円/㎡） a×b×c×d
19,700	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{103}$	$\frac{100}{98}$	19,500

◇時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：　方位+3%

◇地域格差　：　街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差：

接面状況	0.90
水路・農道介在	0.95
土砂災	0.95
相乗積	0.81

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ　持　　分：共有持分(完全所有権の場合は１と表記)

（2）建物価格（物件４）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格（円） ア×イ×ウ×エ
4	170,000	108.47	0.29	1	5,348,000

ウ　現価率：

経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a＋b
13　年	17　年	30　年

残価率	観察減価
3　％	50　％

現価率＝〔残価率＋（１－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝ 0.29

エ　持　　分：　共有持分（完全所有権の場合は１と表記）

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	163,000	0.45	法定地上権	73,000
2	1,487,000	0.45	法定地上権	669,000
3	2,535,000	0.45	法定地上権	1,141,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 45 %と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	163,000	－ 73,000		1.00	0.70	63,000
2	1,487,000	－ 669,000		1.00	0.70	573,000
3	2,535,000	－ 1,141,000		1.00	0.70	976,000
4	5,348,000	＋ 1,883,000	1.00	1.00	0.70	5,062,000
一括価格（合計）						6,674,000

ウ　占有減価修正　：　必要なし。

エ　市場性修正　　：　必要なし。

オ　競売市場修正　：　第２　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価調査基準地（熊野(県)-3）

所　　在　：　安芸郡熊野町新宮5丁目12582番85「新宮5-23-6」
価　　格　：　19,700円／㎡
位　　置　：　西新宮バス停の南東方約470m。
価格時点　：　令和8年7月1日
地　　積　：　189㎡
供給処理施設　：　水道、下水
接面街路　：　南西側5m町道
用途指定等　：　第1種低層住居専用地域（建蔽率50％・容積率100％）
地域の概要　：　中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域。

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１	125,934	円	（１㎡当たり	12,203	円）、	課税地積	10.32 ㎡
物件２	1,148,912	円	（１㎡当たり	12,203	円）、	課税地積	94.15 ㎡
物件３	1,958,581	円	（１㎡当たり	12,203	円）、	課税地積	160.50 ㎡
物件４	5,388,255	円	（１㎡当たり	49,675	円）、	課税床面積	108.47 ㎡

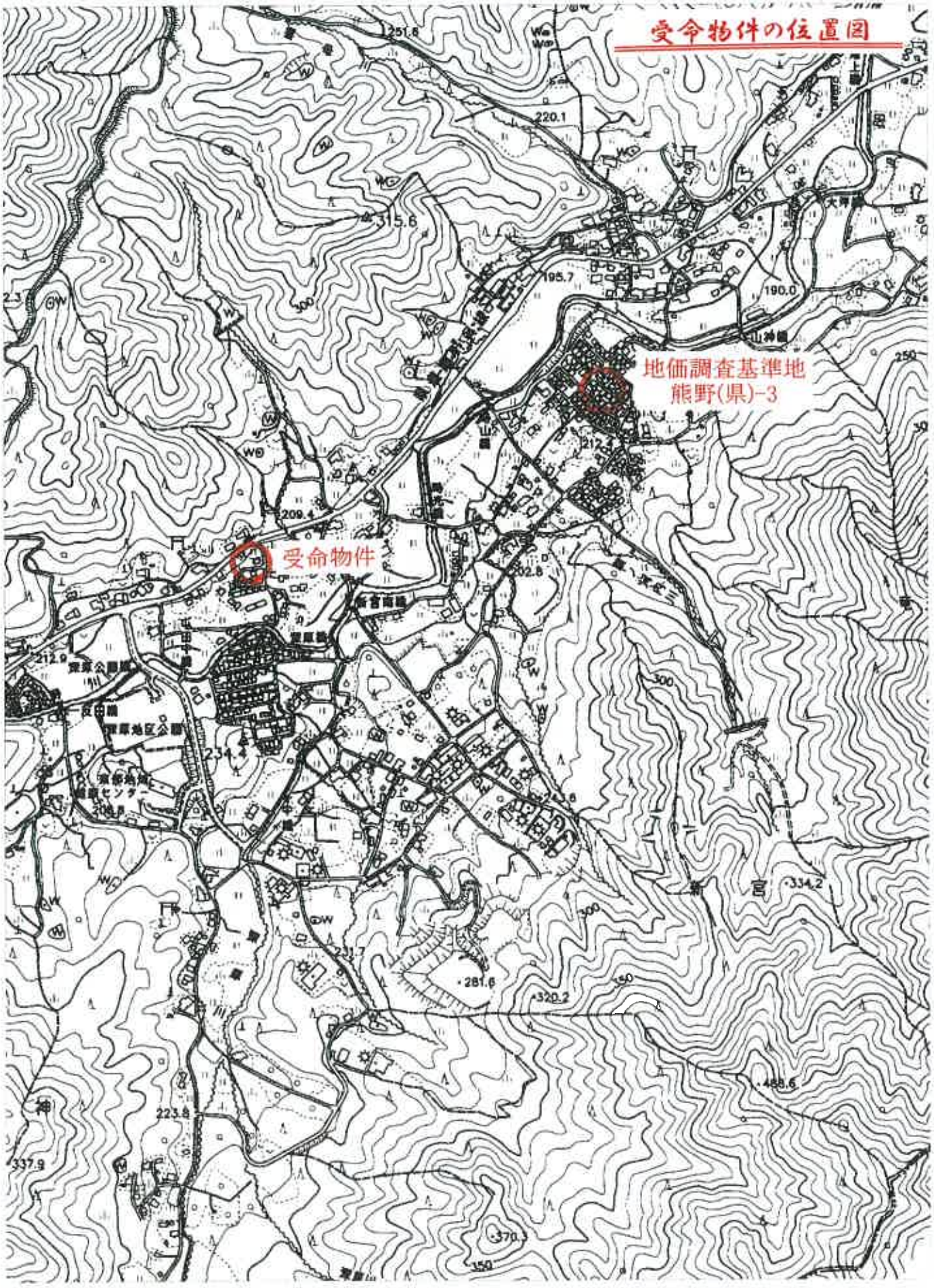
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

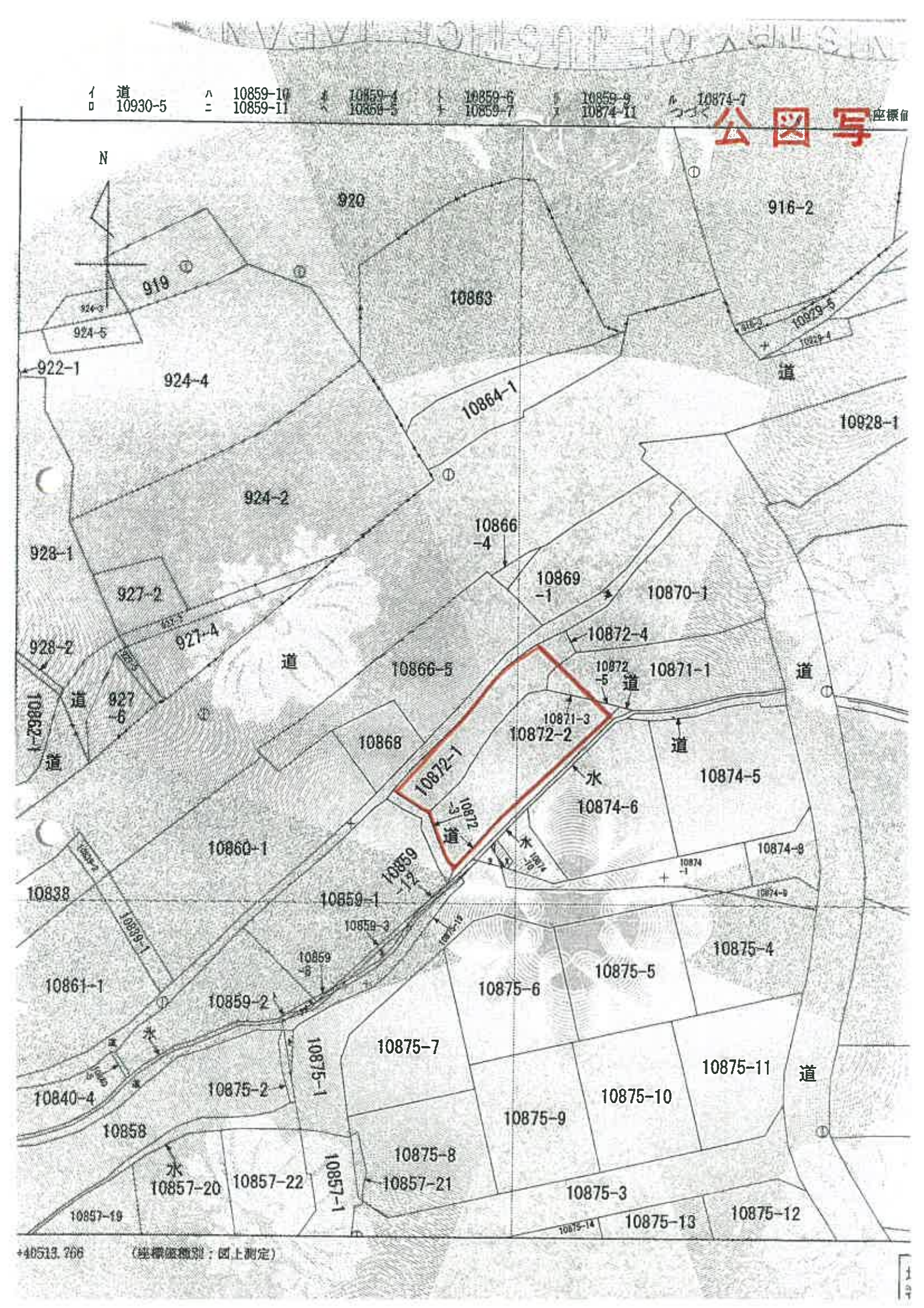
1　受命物件の位置図（熊野町「白図」縮尺1／10,000）
2　公図写し（法務局備付）
3　地積測量図写し（法務局備付）
4　建物図面、各階平面図（法務局備付）
5　建物間取図（見取図）

以　上

受命物件の位置図



1:10,000


イ 道
ロ 10930-5
ハ 10859-10
ニ 10859-11
ホ 10859-4
ヘ 10859-5
ト 10859-6
チ 10859-7
リ 10859-9
ヌ 10874-11
ル 10874-7
つづく
公図写
座標値
N
920
916-2
919
924-3
924-5
10863
922-1
924-4
10864-1
道
10928-1
924-2
928-1
10866-4
10869-1
10870-1
927-2
927-4
928-2
道
10866-5
10872-4
10872-5
10871-1
道
927-6
道
10862-2
道
10868
10871-3
10872-2
道
10872-1
水
10874-5
10872-3
道
10874-6
10860-1
水
10874-10
10874-9
10874-1
10838
10859-12
10859-1
10859-3
10875-4
10875-5
10861-1
10859-8
10875-6
10859-2
水
10875-7
10875-1
10875-11
道
10840-4
10875-2
10875-10
10858
10875-9
10875-8
水
10857-20
10857-22
10857-1
10857-21
10875-3
10857-19
10875-14
10875-13
10875-12
+40513.366
(座標値種別：図上測定)

0516148

44.2.17 ③ 10871-1 ④ 10871-1,-3

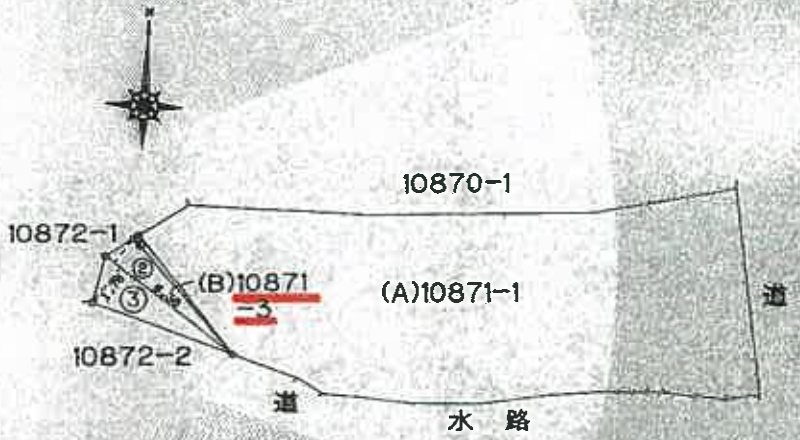
~~土地所在図~~ 地積測量図

地番	1087 3
土地の所在	安芸郡熊野町字屯田

1コ

三斜求積表

地番	NO	底辺		高さ		倍面積	地積
(B)10871 -3	1	6.06	×	0.25	=	1.5150	
	2	6.36	×	1.23	=	7.8228	
	3	6.36	×	1.78	=	11.3208	
		合計		20.6586			
		面積		10.32930	㎡		10 ㎡
(A)10871 -1		公簿		172	㎡		
		検計		10.32930	㎡		
		残地		161.67070	㎡		161 ㎡



縮小 B4→A4

業界標準号

作製者

申請人

1/250

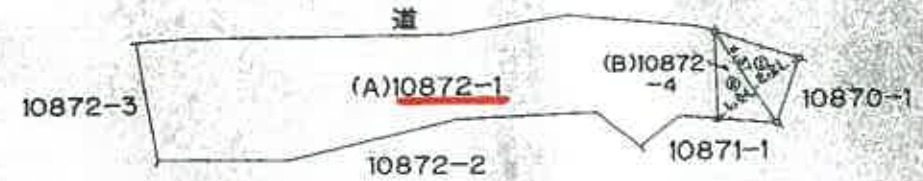
0516149

地番	10872-4
土地の所在	安芸郡熊野町字屯田

地積測量図

三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
(B)10872-4	1	4.37 ×	2.21 ＝	9.6577	
	2	4.37 ×	1.84 ＝	8.0408	
		合計	17.6985		
		面積	8.84925 ㎡		8.84 ㎡
(A)10872-1		公簿	103 ㎡		
		総計	8.84925 ㎡		
		残地	94.15075 ㎡		94 ㎡



縮小　B4→A4

業界標識号	
作製者	

2月13日作製

申請人

尺	1/250

0516150

地番	10872-5
土地の所在	安芸郡熊野町字屯田

土地所在図
地積測量図

三斜求積表

地番	NO	底辺		高さ		倍面積		地積
(B)10872-5	1	2.82	×	1.06	=	2.9892		
		合計		2.9892				
		面積		1.49460	㎡			1.49 ㎡
(A)10872-2		公簿		162		㎡		
		総計		1.49460		㎡		
		残地		160.50540		㎡		180 ㎡



縮小　B4→A4

境界標識等

作製者

申請人

縮尺 1/250

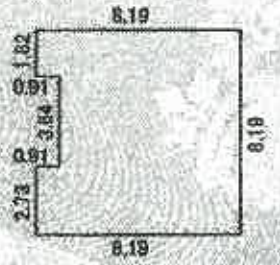
(広島県土地家屋調査士会用紙)

各階平面図

建物図面

家屋番号	10　番2
建物の所在	安芸郡熊野町新宮一丁目10872番地2、10872番地1、10871番地3

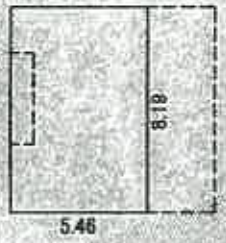
1階



求積

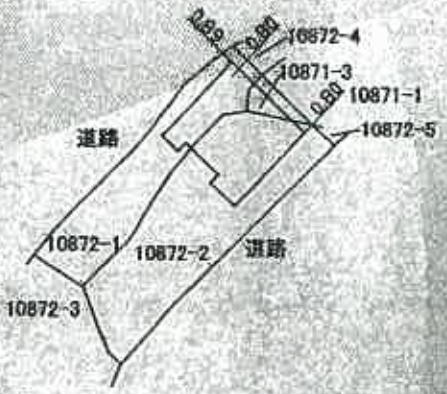
8.19×7.28＝59.6232
+1.82×0.91＝ 1.6562
+2.73×0.91＝ 2.4843
計　63.7637

2階



求積

8.19×5.46＝44.7174



縮小　B4→A4

床面積

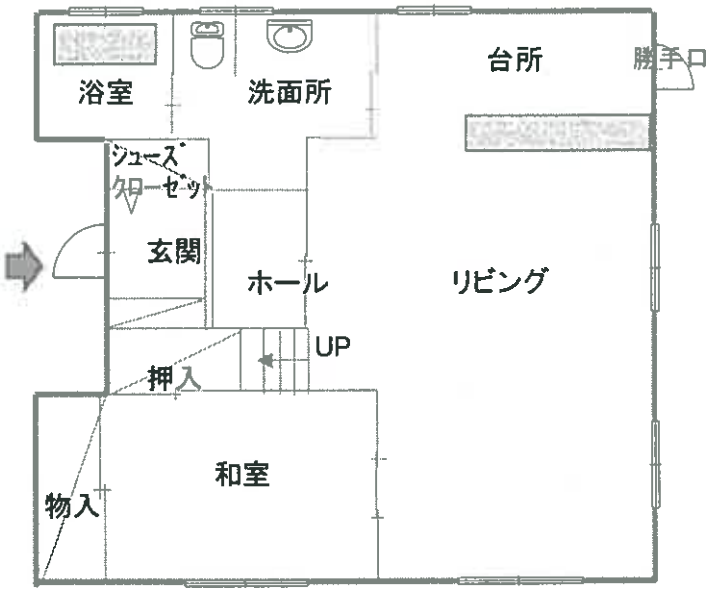
1階　63.76㎡
2階　44.71㎡

作成者		縮尺	1/250	申請人	

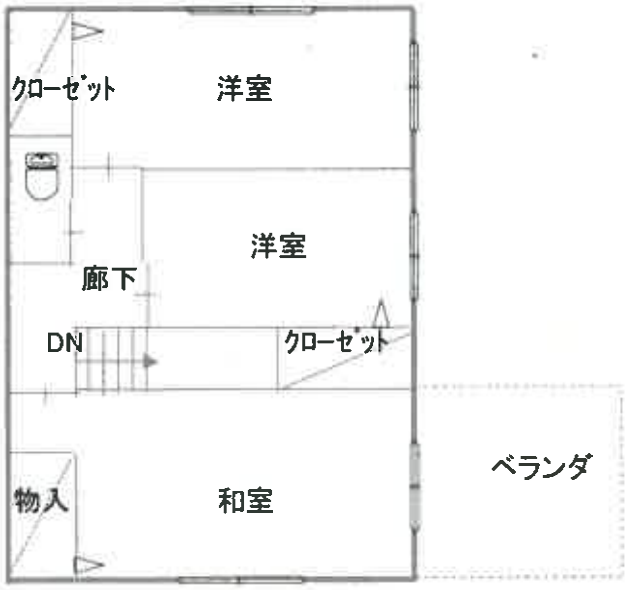
縮尺　1/500

建物間取図（物件4・見取図）

1階



2階



建築面積
1階　63.76㎡
2階　44.71㎡
合計 108.47㎡

